令和７年度事業計画

自　　令和７年７月　１日
至　　令和８年６月３０日

__運営の基本方針__

　今年は公共嘱託登記制度制定から４０年の節目の年となります。昭和６０年土地家屋調査士法の一部改正を受け、「土地家屋調査士は、その専門的能力を結合して官公署等の公共の利益となる事業を行う者の不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又は、その登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として、法務省を主務官庁として全国の法務局又は地方法務局ごとに、公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）が設立されました。

　私たちが社会に貢献する一助としてこの法律が施行され、地元に密着し、官公署が発注する嘱託登記を滞りなく業務を遂行してことに関して感慨深く感じています。

　ただ昨今の社会情勢の変化、中でもDXに伴うデジタル化推進の波は大きなうねりとなって私たちの業界を飲み込んでいます。

　人口減少社会の中、いかにデジタル化を私たちの中へ取り込んでいけるかは喫緊の課題であると思うところです。

　「法による支配」 常々申し上げているところですが、地積測量図などの適正な処理について改めて皆様に声を上げていただきたいと思っています。

　ここで皆様にご提案します。私どもの協会は定款に書いてある公益目的事業を行うために存在をしており、それ以外のことは基本的に行うことができません。

　ただ、そこを拡大解釈して、その定款に則った業務とみなし、新しい事業を行っていかなければなりません。

　その例が、官民協会確認補助業務、 あるいは狭隘道路の解消に向けた業務などがありますが、この事業の推進についてもある意味拡大解釈であると考えられます。

　しかしながら社会が求めている事業を行うことが、社会貢献への第一歩になると思っています。

　法律や定款になかったことを進めることは大変な苦労があり、かつ険しいものではあります。しかし事業の創設は、土地家屋調査士の業務拡大についての悲願であると考えています。

　私たち公嘱協会は法律にないことをあたかも法律にあるように行わなければなりません。

　法律は、実績などにより後からついてくるものです。

　この法制度化は日調連や全調政連が後付で行っていただけるものであり、私どもはまず先導役として実績を積み重ねることが大事です。

新しい視点に立ち、また新しい技術を習得することで官公署が持ち合わせない土地家屋調査士の技術および知識の優位性を構築し、最先端技術を学び、それを発信するべきだと考えています。

総務部

① 協会の現状に即した諸規則・諸規定の改廃及び新規作成

・公益法人改革に伴う定款、各種規則変更への対応

・公益法人改革に伴う定期提出書類への対応について

② 公益法人改革に伴う外部理事・外部監事選任への対応

③ ホームページの保守管理及び活用

・社員への情報提供をホームページで一元化する

・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信

④ インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究

⑤ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る

業務部

① 研修会の実施

・不特定多数向けの研修会（自主事業）を行う予定だが、できない場合は社員向け研修を行う

② 受注促進

・単価契約のない部署へ単価契約を結べるよう働きかける

・官公署への定期的な訪問を行い、受注促進を期待した相談業務を行う

・松江市と官民境界確認補助業務についての協議を進める

③ 地図作成の推進

・１４条地図作成の事業推進を図る

経理部

① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適切な会計処理を行う

② 収支相償となるよう会計処理を行う

③ 財政調整基金を適切に管理する